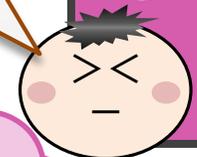


納入業者
(特定供給事業者 約270名)



※違反行為※

納入業者に対し、平成26年4月1日以後、本件商品ごとの税込単価を、本体価格に消費税相当分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該税込単価に取引数量を乗じて算出した額を仕入代金として支払った。

納入業者から継続して仕入れている本件商品について、本体価格に消費税を上乗せした額を税込単価として定める。



(例) 本体価格123円の商品を1,000個納入した場合

(端数処理なし) 本体価格123円 × 1000個 × 1.08 = 13万2840円

(端数を切り捨て) 本体価格123円 × 1.08 = 税込単価132.84円
132.00円 × 1000個 = 13万2000円

切捨て

※0.84円切り捨てた税込単価で発注された結果、納入価格が840円DOWN!

紅屋商事株式会社(特定事業者)
(食品、日用品等の小売業を営む事業者)
〔大規模小売事業者〕



※勧告の内容※

- 本件商品の対価について、平成26年4月1日に遡って速やかに、消費税相当分の全部を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を納入業者に支払うこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うことなど

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく、消費税相当分の全部を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったたき」として禁止しています。

消費税転嫁されてイルカ
ルカちゃん

